様式第3（第20条関係）

（表　面）

［略］

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［略］
第78条　［略］
第80条　［略］
第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第3（第20条関係）

（表　面）

［同上］

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　［同上］
第78条　［同上］
第80条　［同上］
第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

別表第三　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（合併及び分割の認可の申請） **第二条の十の二**　［項を削る。］	（合併及び分割の認可の申請） **第二条の十の二**　［1］　法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　名称及び住所並びに代表者の氏名 二　使用の場所 三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名 四　合併又は分割の方法及び条件 五　合併又は分割の理由 六　合併又は分割の時期 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 ［1～六　同上］ 3　［同上］ （報告の徴収） **第七条**　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
（合併及び分割の認可の申請） **第二条の十の二**　［1］　法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［1～六　略］ 2　［略］ （報告の徴収） **第七条**　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、放射線業務従事者の一年間の線量に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。	